

ジャパン・ソブリン・オープン（資産成長型）〈愛称〉ジャパソブN マンスリーレポート



追加型投信／国内／債券

ファンドの運用状況

① 基準価額と純資産等

基準価額	10,188 円	累積課税前分配金	0 円
課税前分配金込基準価額	10,188 円	基準価額(最高値:2016/07/27)	10,375 円
課税前分配金再投資換算基準価額	10,188 円	基準価額(最安値:2013/12/30)	9,964 円
純資産総額	19.7 億円		
受益権総口数	19.3 億口		

② 分配金の推移

決算日	分配金
第1期('14/11/20)	0円
第2期('15/11/20)	0円
第3期('16/11/21)	0円
第4期('17/11/20)	0円

③ 基準価額騰落率

期間	騰落率
1か月間	+0.1%
3か月間	▲0.0%
6か月間	▲0.1%
1年間	▲0.1%
設定来	+1.9%

④-1 資産構成

内訳	組入比率
マザーファンド*	99.7%
その他資産	0.3%
合計	100.0%

④-2 資産構成(マザーファンド)

種別	組入比率
国債	99.6%
地方債等	—
上記以外の債券	—
その他資産	0.4%
合計	100.0%

⑤ 運用状況(マザーファンド)

平均クーポン	0.76%
平均終利	-0.09%
デュレーション	4.9

※「②分配金の推移」は1万円当りの分配金(課税前)の金額。※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。※「③基準価額騰落率」は、月末営業日における課税前分配金再投資換算基準価額(この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。)の騰落率です。実際の投資家利回りは異なります。※「④-1、④-2」のその他資産は現預金等。※これらは過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

特記事項

過去1か月間でファンドの基準価額に重大な影響を与えた要因はありませんでした。

設定来の基準価額の推移



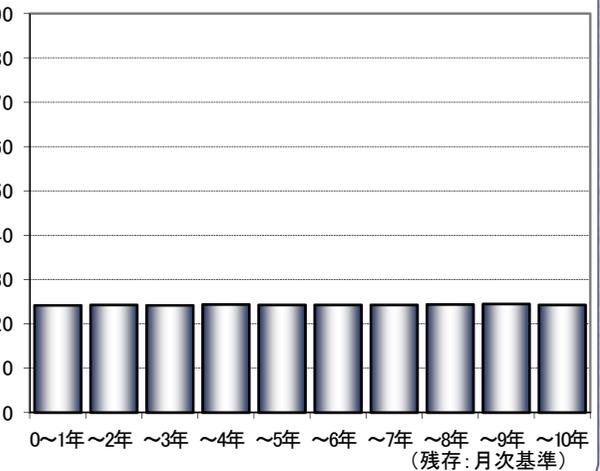
※ 上記の運用成果は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。
※ 基準価額は信託報酬控除後のものです。

ポートフォリオの構成(マザーファンド)

《公社債の組入上位10銘柄》

順位	銘柄名	償還日	額面	比率
1	第329回利付国債(10年)	2023/06/20	610百万円	2.5%
2	第319回利付国債(10年)	2021/12/20	610百万円	2.5%
3	第315回利付国債(10年)	2021/06/20	610百万円	2.5%
4	第321回利付国債(10年)	2022/03/20	610百万円	2.5%
5	第334回利付国債(10年)	2024/06/20	610百万円	2.5%
6	第317回利付国債(10年)	2021/09/20	610百万円	2.5%
7	第313回利付国債(10年)	2021/03/20	610百万円	2.5%
8	第332回利付国債(10年)	2023/12/20	610百万円	2.5%
9	第325回利付国債(10年)	2022/09/20	610百万円	2.5%
10	第333回利付国債(10年)	2024/03/20	610百万円	2.5%

《組入債券の残存別額面金額》



※比率は純資産総額に対する評価額の割合です。

ジャパン・ソブリン・オープン(資産成長型) <愛称:ジャパソブN>

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

安定した収益の確保とともに信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 日本国債を主要投資対象とします。

- ・国債とは、国が発行する債券です。したがって、信用力は高く、利子や元本の支払いの確実性は比較的高いと考えられます。
- ・国債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

特色2 ラダー型運用を活用し、安定した収益の確保を目指します。

- ・各残存期間ごと(最長10年程度)の投資額面金額が同額程度となるような運用(ラダー型運用)を目指します。
- ・残存期間の異なる債券に額面等金額投資を行うことで、特定年限の金利水準や債券価格変動の影響を軽減する効果が期待されます。

【ラダー型運用の特徴】

- ・短期から長期までの残存期間の異なる債券におおむね均等に投資することで、金利変動リスク(債券の価格変動リスク)を平準化できると考えられます。
- ・金利水準等に基づいてアクティブに運用を行う手法と比較して、運用コストを低く抑えるメリットも期待されます。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。

- ・毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ・収益分配方針
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ

- ・ファミリーファンド方式により運用を行います。
- ・<当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド>
ジャパン・ソブリン・オープン マザーファンド

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

金利変動 リスク	債券は、一般的に金利の変動により価格が変動します。当ファンドは実質的に債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額も変動します。
信用 リスク	投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- ・また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ジャパン・ソブリン・オープン(資産成長型) <愛称:ジャパソブN>

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2013年11月21日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限1.08%(税抜 1.00%) (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
--------	---

信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.05% をかけた額
---------	----------------------------------

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.1188~0.3996%(税抜 年率0.1100~0.3700%) をかけた額
--------------	--

その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
------------	---

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 <ホームページアドレス> <https://www.am.mufj.jp/>
加入協会:一般社団法人 投資信託協会 <お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034
一般社団法人 日本投資顧問業協会 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

ファンド名称:ジャパン・ソブリン・オープン(資産成長型)

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○